

群馬県地域福祉課との質疑状況（概要）

1 分割支給と金銭管理について

「分割支給をするという判断をしているのは、査察指導員以上の職位にある者であった。他方、分割支給を実際に実施するための金銭管理は、職員に任せていて上席は管理監督をしていなかった。」ということが聞き取り結果であった。なお、経理担当者は、封筒に封入された金銭が金庫内に残っているという事実そのものは確認していたというのが聞き取り結果であった。説明内容に虚偽性をうかがわせる様子はなかった。

桐生市福祉事務所の説明にある非常時払いのために、あるいは、緊急性のある金銭給付に備えて、現金を福祉事務所内に保管しておくという対応は、他の福祉事務所ではあまり聞かない。桐生市がそのような現金をどのような費目で扱っているかも定かではない。

桐生市では、現金を含めた金銭管理に関して、具体的な取扱いを定めた規程を整備しておらず、市の財務規則に則っているとのことだが、現金の管理は、市の財務規則に則っていない取扱いもあった。

2 保護費の窓口支給時の受領日に関する記録について

ランダムな日付を記載していたのは経理担当者であり、経理担当者の引継ぎ事項に沿って対応していた。窓口支給対象者一覧が準備されており、対象者については、その受領日欄にまったく任意の日付を記載する（実際の支給日と同一とも限らない）ほか、必ず月の末日も記入するというものがあった。

詳細は不明確だった。もちろん、引継ぎ事項とされる会計処理が通常のものでないことは明らかであるが、経理担当者は疑いもなくその引継ぎ事項に沿って対応していたことがわかった。

3 扶養届と境界層却下に関して

桐生市福祉事務所の事案では、境界層却下になる事案が他の福祉事務所と比較すると多数存在する。その事案も、本人の年金以外に親族からの援助があるという事情をもとに境界層却下になるケースが多く、このようなケースは他の福祉事務所ではほとんど見られない。

4 第三者による金銭管理に関して

生活保護開始時から第三者による金銭管理が行われているケースでは、桐生市福祉事務所の窓口で金銭管理を行う団体と引き合わせている事例（または「こと」）があり、それが利用者本人の意思に基づくものかどうか明瞭でなかった。そのようなケースでは、第三者に金銭管理が委ねられたのち、ケースワーカーがその金銭管理状況を把握していることは確認できなかった。

5 福祉事務所での面談相談記録について

桐生市福祉事務所の面談相談記録票は、汎用性がある業者のシステム（著名なものが2社ある）を用いておらず、独自のエクセル形式であった。記入項目欄があるものの困窮状況がはっきり確認できる記載がない事案や、その反対に、生活困窮状況にあることがわかる記載があるにもかかわらず、特に理由がはっきりしないなかで生活保護申請に至っていない事案があった。

6 第三者委員会に対する要望等

内部調査による事実確認、退職者に対する事実確認などにより、群馬県の監査結果をより深めてほしい。群馬県の特別監査だけでなく、第三者委員会による調査報告を受けて、桐生市福祉事務所の生活保護行政が適正なものに代わることを期待したい。

以上